

令和3年度事務事業総合評価 「改善の方向性」 判定基準

改善の方向性	判定基準	改善の具体的内容
現状のまま維持	○コストに見合った成果・効果をあげている事業 ○現状の実施方法で成果・効果をあげている事業	
執行方法等の工夫・見直し	○執行方法等の工夫・見直しにより、「コスト削減」や「成果・効果の向上」が期待できる事業	追加費用をかけずに事業内容を充実 事務の執行方法の効率化 競争入札の導入、拡大 民間委託の導入など、実施方法の見直し 受益者負担の見直し その他（ ）
縮小	○費用対効果等から、事業規模等を縮小するべき事業	正規職員の削減(会計年度任用職員の活用) 事務事業の統合・一元化 事業対象・範囲・規模等の縮小 その他（ ）
終了	○R2年度（以降）に終了するべき事業	所期の目的が達成 必要性や有効性（効果）が低い 民間での実施が適当 法改正や制度廃止等に伴う終了 R1年度にて事業完了 その他（ ）

※ここでいう「事業費」及び「コスト」は、人件費を含めた総経費を言うものとする。